

第5章 日本におけるNPO関係文書

寺田 英司

目次

第1節 はじめに

第2節 NPO文書の公開状況

第3節 統計的データ作成について

第4節 課題と方策

第1節 はじめに

本章では、日本の行政が所有する文書の中でも、NPO関係の文書についての検討を行いたい¹。はじめに、行政文書の公開状況についての研究対象としてNPO関係文書を扱うことの理由について述べる。

行政文書の文脈において、NPO関係文書とは次のような意味で特徴的なケースの文書といえる。まず、行政の活動そのものを示す文書ではなく、行政への報告を義務づけられた文書の管理の問題であるという点、そして、時間軸においても、1998年の特定非営利活動促進法の施行後からの8年間という非常に短い期間の保管・公開の状況を対象にしている点である。

しかしながら筆者は、次のような観点からNPO関係文書は行政文書の公開のあり方についての課題を提起できる素材であると考えている。第一に、近年に制度が始まった同時代的制度であるためにその状況を詳細に把握しやすい。第二に、NPO文書は全都道府県に国を加えた48機関において保管・公開をしており、その比較を行うことができる。第三に、NPO文書は数値データを含んでいるため、その統計的データの集計と公開について議論が可能である。第四に、近年に制度化された行政文書であるがゆえに、その文書作成の現代的環境を踏まえた今後の文書公開のあり方について検討できる。

そのような観点から、本章では、まず、48機関におけるNPO文書の公開状況について比較を行う。次に、統計的公開として向かうべき方向についての検討を行うために、ある機関での独自集計を試み、その意義と課題について検証する。そして最後に、これらの検証を踏まえ、NPO文書の公開における課題と方策について考えてみたい。

第2節 NPO文書の公開状況

1998年特定非営利活動促進法が施行された。それまでは、非営利的活動を志向する

¹ 法律上においてNPO及NPO法人は正式名称ではなく、正確には特定非営利活動法人である。しかし、行政のホームページで使用例を見ても、NPOという言葉が定着していると考えるので、本報告ではNPOという表記を用いる。

組織が法人格を得るためには官庁が認可する公益法人となるほかなく、同認可には厳格な要件が必要とされた。しかし同法施行によって、社会的貢献を行う小規模な市民団体にも法人格を得る道が開かれた。都道府県または国によってNPO法人として認証されることは、組織が法人格とそれに伴う信用を得られる代わりに、定款および事業報告書等、役員・社員の名簿の提出といった情報公開の義務を負うことになる。すなわち特定非営利活動促進法では次のように定められている。

なお、条文上の事業報告書等とは、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書の4つの文書を、役員名簿等とは、役員名簿と社員名簿の2つの文書を意味する。

（事業報告書等の提出及び公開）

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

このように、認証を受けたNPO法人は事業報告等及び役員名簿等を所轄庁に提出する必要があり、所轄庁はその文書について閲覧に応じるよう義務付けられている。所轄庁は、原則事務所が所在する都道府県であり、2つ以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は内閣府である。しかし、これらの48の機関における閲覧の形態及び公開方法が様様ではない。48の機関のすべてにおいて、NPOを担当する部署のホームページが設置されており、所轄するNPO法人の団体名及び団体数、活動分野まではいずれも公開されている。しかし、事業報告書等の公開状況については各機関によって異なっており、大きく分類して次のようなパターンに分けられる。

- ア．所定の場所での閲覧のみ可能。コピー不可。
- イ．所定の場所での閲覧ができ、コピーも可能。
- ウ．所定の場所での閲覧のみならず、ホームページでも公開。

「ア」は、所定の場所での閲覧のみが許されており、コピーも出来ない形態である。この場合、コピーを得るには情報公開制度等を用いる必要がある。「イ」は、所定の場所での閲覧と必要があればコピーも出来る形態である。「ウ」は、ホームページにおいても事業報告書等が見ることができる形態である。

まずは、2006年10月時点での公開状況について整理すると次の表になる。

表1 国及び都道府県におけるNPO文書の公開状況（2007年1月現在）

所轄庁	認 証 団 体 数 (2006 年 11 月 末 時点)	コピ－	情 報 開 示 制 度 に よ る 開 示	HPでの公開について (公開の範囲: ①定款、②事業報告書、 ③財産目録、④貸借対照表、 ⑤収支計算書、 ⑥役員名簿、⑦社員名簿)、 及び、印刷の可否
内閣府	2301	×	○	○(①～⑦)。印刷不可
北海道	1151	×	○	×
青森県	217	×	○	×
岩手県	266	○	－	○(①～⑤)。印刷可能
宮城県	405	○	－	×
秋田県	142	×	○	△同意を得た50弱の団体に同意の範囲で。印刷可能
山形県	234	×	○	×
福島県	380	○	－	×
茨城県	349	○	－	×
栃木県	328	×	○	×
群馬県	463	○	－	×
埼玉県	1004	○	－	○(①～⑥)。印刷不可
千葉県	1077	○	－	○(①～⑥)。印刷可能
東京都	5019	×	○	×
神奈川県	1722	○	－	×H19年度から公開予定
新潟県	382	○	－	×
富山県	183	○	－	×
石川県	198	×	○	×
福井県	166	○	－	×
山梨県	181	×	○	×
長野県	598	○	－	△同意を得た約340団体について同意を得た範囲で。印刷可能
岐阜県	412	×	○	×
静岡県	620	○	－	△同意を得た約500団体について役員名簿・社員名簿の住所欄を除いて。印刷可能

愛知県	928	○	—	×
三重県	393	○	—	○(①～⑤と⑥⑦の住所を除いて)。印刷可能
滋賀県	306	○	—	○(①～⑥)。印刷不可
京都府	735	○	—	来年度公開を検討している
大阪府	2117	○	—	○(①～⑥)。印刷可能
兵庫県	1022	○	—	×
奈良県	223	○	—	×
和歌山県	237	○	—	×
鳥取県	117	○	—	○(①～⑥)。印刷可能
島根県	148	×	○	×
岡山県	346	○	—	×
広島県	426	×	○	×
山口県	257	×	○	×
徳島県	165	×	○	×今年度中に公開予定
香川県	149	×	○	○(①～⑦)。印刷不可
愛媛県	220	×	○	×
高知県	173	×注	○	○(①～⑤と⑥⑦の住所を除いて)。印刷可能
福岡県	879	○	—	○(①～⑤と⑥の住所を除いて)。印刷可能
佐賀県	204	○	—	×
長崎県	275	○	—	×
熊本県	343	○	—	×来年度公開予定
大分県	315	○	—	△同意を得た50弱の団体に同意の範囲で。印刷不可
宮崎県	189	×	○	×
鹿児島県	339	○	—	×
沖縄県	257	×	○	×

「表1」からは次のことが分かる。都道府県プラス内閣府の48機関の内、その場でコピーが可能であるものは約6割の29機関であり、残りの4割の19機関については所定の場所で閲覧しメモ等をとることはできるが、複写物を得るためには行政文書としての情報開示制度による請求を行わなければならない。閲覧が義務付けられている文書であるので、開示請求に対して不開示の決定がなされることはないようであるが、一般に2～3週間程度の時間が必要となる。このような違いが生じているのは、次のような解釈の仕方の違いによるものである。一方の解釈では、法令で閲覧が義務付けられているが複写に関しては義務付けられていないので、複写については一般の行政文書と同様の扱いをする。もう

一方は、法令で複写は禁止されていないので、行政サービスとして利用者の利便性を図ろうという考え方である。無論、複写についてはNPOの文書だけでなく他の閲覧可能文書を含む庁内全体の行政文書に対する扱いとも関連するので、安易に複写を認めることが出来ない場合もありうる。そのような場合に、岐阜県のように情報開示制度を用いるが即日で複写できるようにしていたり、高知県のように閲覧複写はできないが大部分がホームページから印刷できるようにして利便性を確保している例もある。なお、コピー代は岡山県が一枚5円である以外は、一枚10円であった。

ホームページでの公開については、法令等による義務性が全くないものであり、各機関において独自の判断で行政サービスの向上を目的としたそれぞれの取組みをしている。その結果48機関中、約4割の19機関において、ホームページでの定款や事業報告書等の提出文書の公開を行っている。しかし、それぞれの公開の仕方にはかなり違いがある。それは、次の要素についてそれぞれの判断があるためである。

- i ホームページでの開示を行うかどうか。
- ii 開示対象をすべての団体とするか、それとも、同意を得た団体とするか。
- iii 開示書類の範囲を、定款と事業報告書等に限るか、役員名簿まで、或いは社員名簿までにするかどうか。そして、役員名簿、社員名簿を公開する場合においても、住所については公開するかどうか。
- iv 印刷を可能にするかどうか。

「i」について、ホームページでの開示を行っていないのは33機関であるが、その理由としては、その必要性自体が無いと判断しているケース、出来れば公開したいがそのコストが確保できないケース、公開の仕方について結論が出ていないケースなどがあつた。

「ii」については、ホームページでの開示を行っている15機関の内、4機関が同意を得た団体についての公開を行っている。この場合、同意がとれた団体、つまり情報公開できる団体が、静岡県のように約8割に上る場合から、大分県のように2割弱にとどまる場合までである²。また、公開の範囲についても、それぞれが同意する範囲とする場合と、一律に機関が決めた範囲の同意を取っている場合がある。

「iii」については、すべての団体について公開している11機関の内公開の範囲を見ると、①～⑦が2機関、①～⑥が5機関、①～⑤が1機関、①～⑤と⑥の住所を除くが1機関、①～⑤と⑥⑦の住所除くが2機関となっている。これらの公開の範囲については、各機関とも内部で議論を重ねて検討していた。閲覧が義務付けられている文書であるので、すべて公開しても問題ないとも言える一方、インターネットで個人情報が見られることには別の意味合いを持つとの考え方もある。そのような2つの観点と団体の意向などを検討

² 静岡県の場合、新規に認証された団体に、認証式を行いその場で情報公開の重要性を含む説明を行い、その場でも同意書を受け付けるため、非常に高い同意率になっている。

して、それぞれの機関で、名簿は公開しない、役員名簿は公開するが社員名簿は公開しない、名簿の名前は公開するが住所は公開しない等の判断をしている。その結果が上記のものである。特徴としては、国の機関である内閣府が①～⑦をすべて公開しているが、それと同様なのは少なく香川県だけである。そして、11機関の内、約半数の5機関は社員名簿を除いて公開という判断をしている。国の基準に合わせるのではなく、各機関が独自の判断をしていることが分かる。

「iv」については、10機関において印刷ができ、5機関において印刷ができない。これについては、「ii」「iii」の判断とも関わってくる。公開範囲を広くして印刷ができないとするか、公開範囲を絞った上で印刷を認めるかどうかという判断である。たとえば、前者の例として、①～⑦のすべて公開している内閣府と香川県は印刷ができないようになっている。

以上の整理は、2006年度後半のある時点でのものであり、これらの公開状況については、常に変化していくと思われる。一例を挙げれば、ホームページの公開の仕方について、千葉県では、2005年度までは同意を得た団体の公開であったものを2006年度からすべての団体についての公開を行うようになっている。また、「表1」にも記したように、4機関において2006年度または2007年度中のホームページでの公開が予定されている。さらに今後、内閣府等において公開のガイドラインが示されるというようなことがあれば、その基準に統一される可能性がある。しかし、ある時点において全く同じ行政上の文書の公開状況が国と47都道府県によって様々に異なる状態であったこと、そして、それにはどのような要因があったかを記録しておくことには意味があると考ええる。

学術的研究の観点からNPO文書へのアクセスを考えると、ホームページにおいて情報の公開がなされていることが望ましい。その公開の範囲については、様々な調査を想定してみても、定款、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び役員名簿（住所は除く）までで充分であると考ええる。役員の住所や社員の名簿が必要になる学術的調査はほとんどないように思われるからである。その意味で、すべての団体についてホームページでの公開を行っている11機関のうちほとんどが、学術的調査のアクセスに応える形態である。

第3節 統計的データの作成について

NPOが提出を義務付けられている事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書には、当該NPOの収入、支出、資産、負債の数値が記されている。それらの数値を入力し集計しているかどうかについて電話調査を行い整理したものが次の「表2」である。

表2 国及び都道府県における数値データ集計状況について（2007年1月現在）

所轄庁	認 証 団 体 数 (2006 年 11 月 末時点)	事業報告書等の数値データの集計について
内閣府	2301	×
北海道	1151	×
青森県	217	×
岩手県	266	×
宮城県	405	2003年度に行った
秋田県	142	×
山形県	234	2003年度に大学での研究に対して助成
福島県	380	×
茨城県	349	×
栃木県	328	×
群馬県	463	内部資料として入力
埼玉県	1004	2005年に一部の団体について
千葉県	1077	内部資料として入力
東京都	5019	×
神奈川県	1722	×
新潟県	382	内部資料として入力
富山県	183	×
石川県	198	×
福井県	166	×
山梨県	181	×
長野県	598	○公開している
岐阜県	412	×
静岡県	620	×
愛知県	928	今年度、NPOに委託して行っている
三重県	393	○公開している
滋賀県	306	内部資料として今年度から入力
京都府	735	内部資料として入力
大阪府	2117	×
兵庫県	1022	×
奈良県	223	×

和歌山県	237	内部資料として入力
鳥取県	117	×
島根県	148	内部資料として入力
岡山県	346	×
広島県	426	×
山口県	257	×
徳島県	165	×
香川県	149	×
愛媛県	220	×
高知県	173	内部資料として入力
福岡県	879	×
佐賀県	204	内部資料として入力
長崎県	275	2005年度に委託で作成したが非公開
熊本県	343	以前に試みたが、今は入力していない
大分県	315	×
宮崎県	189	×
鹿児島県	339	内部資料として入力
沖縄県	257	×

「表2」にあるように、機関として集計を行いつつその結果を公表しているのは、長野県と三重県の2機関である。公開はしない内部資料として集計をしていると回答があったのは、10機関である。そのほか、過去に委託調査などで集計したことがあるとしたところ、6機関であり、残り30機関では集計をしたことがないと回答している。

集計をしない理由としては、次のような見解があった。

- ・NPO法人の認証業務は、登録に近く、行政が管理する対象ではない。
- ・集計した方が良いと思うが、人手が足りない。

次に、内部資料として集計を行っている機関において、公開していない理由としては、次のような見解があった。

- ・提出文書の財政的数値は監査を経たものではなく、仕分け等で明らかな間違いが多いが、それらにすべて訂正を依頼して再提出してもらうことはできない。間違っていると思われるものそのまま、入力するしかない。
- ・提出しない団体も少なくない。また、提出が大幅に遅れる団体もあり、数値を確定でき

ない。不確定な数字を行政としては公表しにくい。

これらの見解と統計的データの意義を検証するために、NPO法人北海道サポートセンターと当プロジェクトで行った独自の北海道のNPOについての集計を紹介しながら考えていきたい³。

北海道では、NPOの文書は所定の場所での閲覧のみが認められており、文書の複写には道の情報公開条例を用いなければならない。そのため、データの入力にあたっては、閲覧場所にノートパソコンを持ち込み、閲覧した数値を直接入力する形式をとった。得られたデータには、いくつかの留意点がある。

- ・集計においては、「主な活動分野」という分類を利用しているが、この「主な活動分野」というのは定款等に記載されているものではない。一般的な定款の様式の第4条（特定非営利活動の種類）においては、複数の活動分野を並立列挙している団体が多く、どれが主な活動分野であるかは定款には記されていない⁴。したがって、主な活動分野の分類は、定款の様式の第3条（目的）に記された内容から第三者が判断したものである。北海道の場合、担当課の判断においてその分類がなされているため、本資料の作成においてもその分類に従っている。
- ・NPOの事業年度は月単位で自由に設定できるため、年度としての期間にずれがある。例えば2001年度の事業報告書の場合、それが意味する期間は、2001年1月～2001年12月のものから、2001年12月～2002年11月のものまで、最大11ヶ月の開きがあることになる。しかし、その開きを甘受しても年度毎のデータは有意であると考えられ、事業年度の変更は基本的にはないので、経年変化をみる上では不都合は少ないと考える。
- ・入力に際しては最大限の注意を払っているが、幾重ものチェックを行うまでの労力は投入できていない。したがって、誤入力がないとは言い切れないが、桁を間違えるような誤入力は無いと思われ、最低限の統計的意義が担保できていると考える。

今回の入力に際しては、収入、支出、資産、負債の数値データを入力したが、本報告では団体の事業規模を捉える上で一番有意であると考え、収入についての集計データを抜き出して見てみたい。北海道内のNPO法人の2000年度から2004年度までの主な

³ 2003年度分を入力する2004年と2004年度分を入力する2005年において、当プロジェクトの研究費を用いて共同作業を行った。2000年度分、2001年度分、2002年度分についてのデータは、北海道NPOサポートセンターから研究目的のために提供して頂いた。北海道NPOサポートセンターの多大な協力に感謝したい。

⁴ 内閣府の2006年9月の集計では、活動分野が1つである団体は全体の16.3%であり、8割以上の団体は複数の分野での活動を定款に記している。

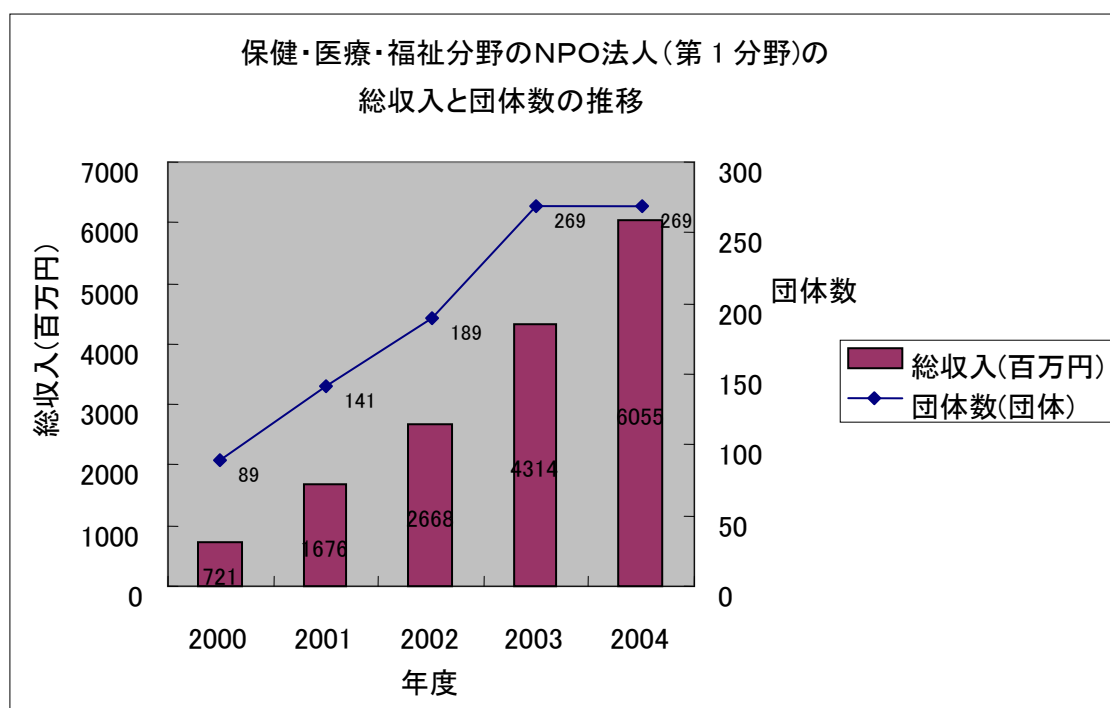
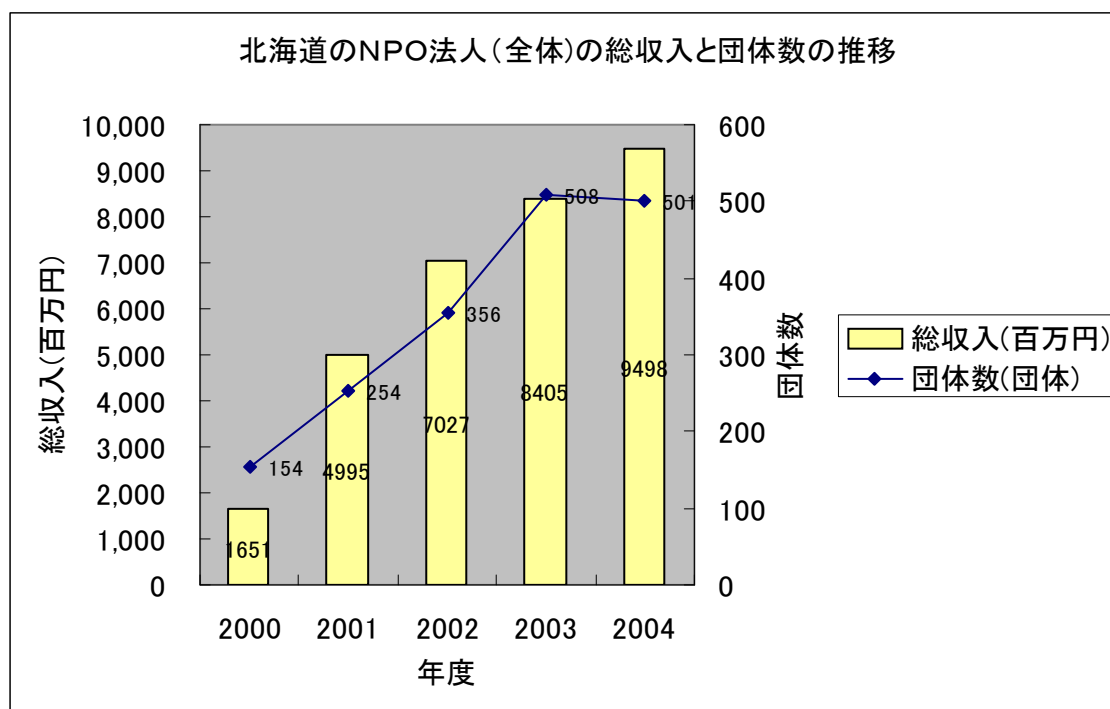
活動分野別の収入合計を表したものが「表3」であり、総収入の上位7分野と全体についての経年変化をグラフにしたものが、「表4」である。

表3 北海道内の主な活動分野別法人数の推移と収入規模(2000年度～2004年度の推移)

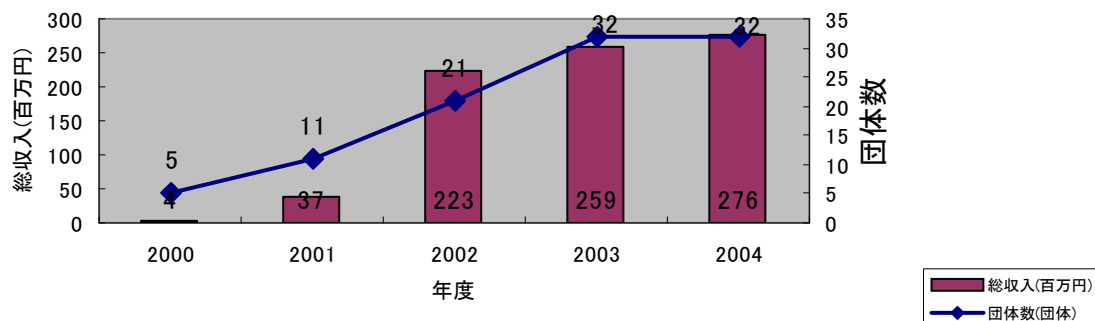
(単位:円)

主な活動分野	2000年		2001年		2002年		2003年		2004年	
	総数	収入合計	総数	収入合計	総数	収入合計	総数	収入合計	総数	収入合計
1 保健・医療・福祉	89	721,120,936	141	1,675,925,368	189	2,668,317,908	269	4,314,251,952	269	6,054,931,704
2 社会教育	5	3,977,881	11	37,193,878	21	222,988,937	32	258,859,119	32	275,733,357
3 まちづくり	20	242,727,893	36	2,362,649,755	63	2,688,936,942	95	1,136,053,241	94	647,251,860
4 学術・スポーツ	21	279,851,521	33	391,708,402	44	483,598,731	74	742,438,888	74	923,270,870
5 環境保全	14	250,386,177	27	239,754,380	36	367,916,490	55	1,134,063,806	55	773,537,641
6 災害救援活動	0		0		1	0	1	6,379,741	1	3,107,210
7 地域安全活動	0		0		0		0		0	
8 人権擁護等	0		0		2	3,273,652	2	9,425,398	2	3,273,652
9 国際協力	6	29,430,579	8	37,633,589	11	62,057,057	12	47,488,172	12	39,908,214
10 男女共同参画	0		1	4,540,443	1	14,325,937	1	11,210,046	1	8,612,510
11 子どもの育成	5	62,424,360	7	173,135,892	17	290,320,048	34	397,734,882	34	382,551,831
12 情報化社会	0		0		0		4	54,203,127	4	42,794,199
13 科学技術	0		0		0		0		0	
14 経済活性化	0		0		0		8	12,554,322	8	60,143,063
15 職業能力開発等	0		0		0		2	263,694	2	17,134,000
16 消費者保護	0		0		0		1	0	1	58,000
17 NPOの支援	4	59,554,081	6	78,383,768	11	224,011,242	13	294,935,181	13	249,856,465
合計	164	1,649,473,428	270	5,000,925,475	396	7,025,746,944	603	8,419,861,569	602	9,482,164,576

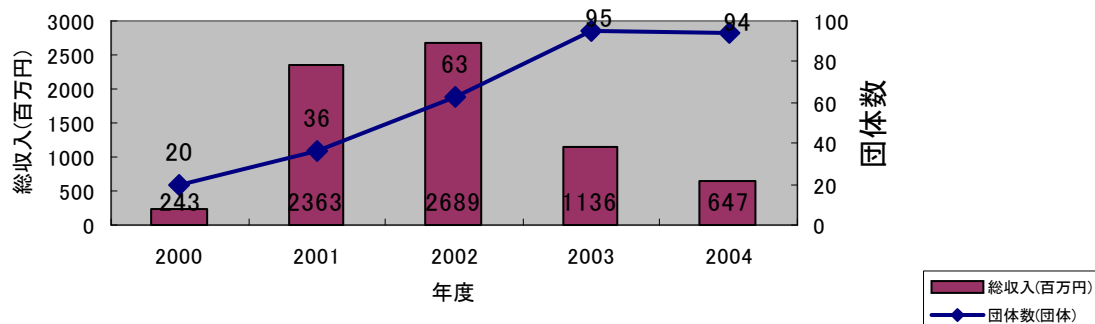
表4 全体と主な分野別の総収入と団体数の推移



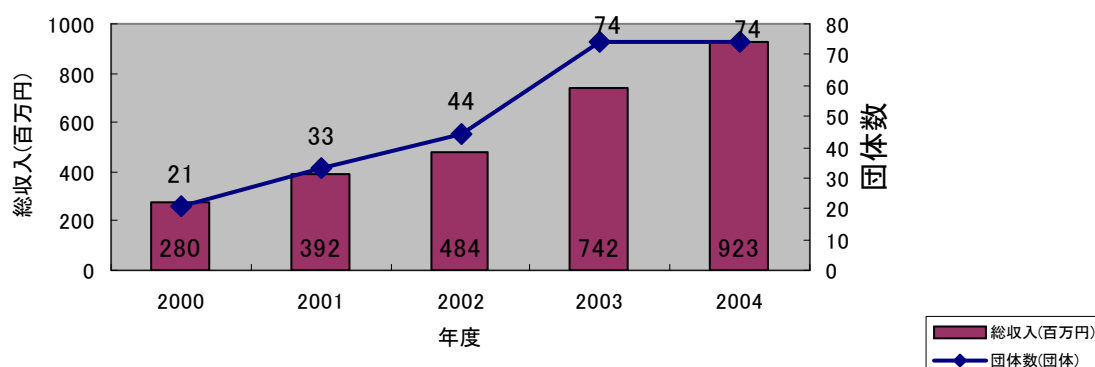
社会教育分野のNPO法人(第2分野)の
総収入と団体数の推移



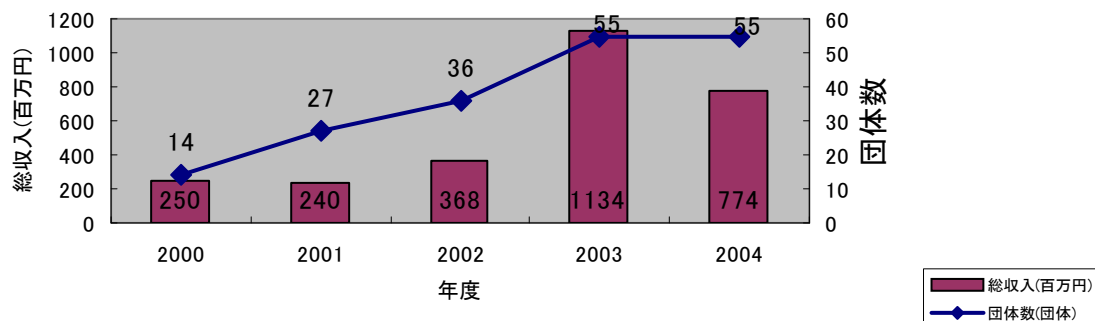
まちづくり分野のNPO法人(第3分野)の
総収入と団体数の推移



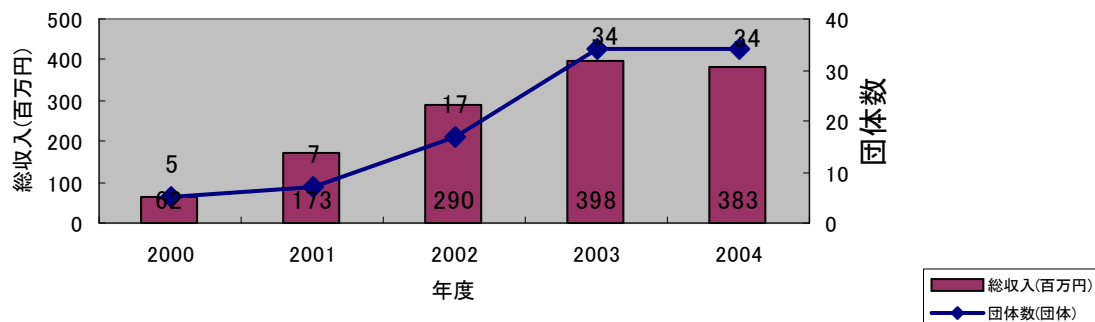
学術・文化・スポーツ分野のNPO法人(第4分野)の
総収入と団体数の推移



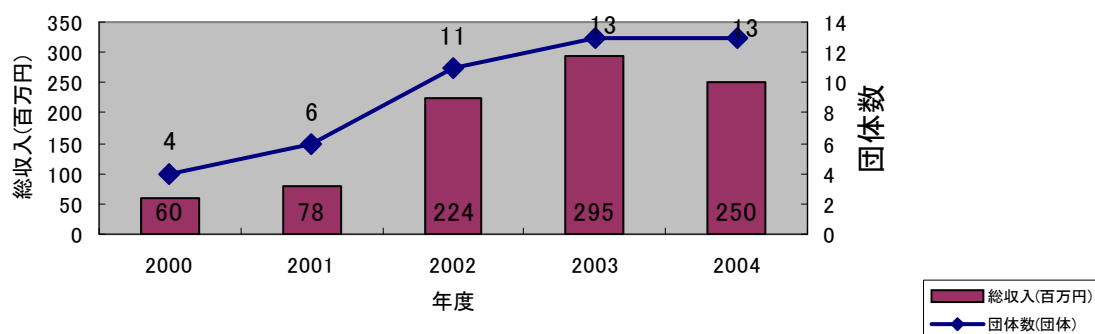
環境保全の分野のNPO法人(第5分野)の
総収入と団体数の推移



子どもの育成分野のNPO法人(第11分野)の
総収入と団体数の推移



NPO支援のNPO法人(第17分野)の
総収入と団体数の推移



これらの表とグラフからは次のことが分かる。

- ・全体としては、２０００年度から２００４年度までは総収入は順調に増えているが、団体数は２００３年から２００４年において微減している。
- ・保健医療福祉の分野におけるＮＰＯ法人が、団体数でも総収入でも、全体の半分前後を占めている。
- ・保健医療福祉の分野においては、団体数は２００３年から２００４年において横ばいであったが、総収入は一貫して増えている。
- ・この５年間に、社会教育と学術・文化・スポーツと分野のＮＰＯ法人の総収入は増加しつつづけているが、まちづくり、環境保全、子どもの育成、ＮＰＯ支援の４分野については、２００２年度もしくは２００３年度が一番多くなっている。特に、まちづくり分野では、２００２年度のピークから４分の１に減少している。

これらの要因についての分析は本報告の範囲を超えるが、学術的には興味深い。そのような観点の学術的研究を行う上で、その基礎として今回作ったような統計データが公開されているかどうかで、研究のハードルは大きく違ってくる。また、北海道でのこれらの傾向は全国での傾向と類似しているのか否か、また都道府県に差異はどの程度あり、それは都道府県の施策とどの程度関連しているかを研究しようとするなら、国とすべての都道府県の統計データがあることが必要である。

集計を行っているにも関わらず非公開としている機関の理由の中で、データの不確実性を懸念するものがあつたが、それを有しているとしても大きな傾向をみることは出来るので、学術的研究の観点からは公開が望まれる。

第４節 課題と方策

まとめとして、ＮＰＯ文書の公開における課題と方策について考えてみたい。

市民の利便性と研究調査の利便性の観点からは、ＮＰＯ文書の公開の仕方については、所定の場所での閲覧だけでなく、その場でコピーをすることができ、さらに所轄庁へ赴かなくてもインターネットのホームページで見ることが出来ることが望ましい。コピーについては、ＮＰＯ文書だけの公開形態を変更することは行政文書全体との関連上変更が困難である場合もあり得るので、最も利便性の高いインターネットのホームページによる公開が進むことを期待したい。実際、徐々にその方向に進んでいることは確認できている。

しかし、現段階でその方向への阻害要因としては、コストの問題と公開範囲の決定の困難さの２つがあつた。コストの問題については、現在公開されているものはテキストデータではなく画像データなので、連続読み取りが可能な機材さえあればデータ取り込みに労力は僅かで済むうえ、ホームページでの公開に関しても一度形式を作成すれば追加的労力は僅かである。また、サーバーの容量についても現在のサーバーのレベルでは問題ないと

考えられる。つまり、以前とは比較にならないような低いコストでの実現が可能な環境が整っている。その意味で、コストを費やす価値があるかどうか、もう一度検討がなされるべきである。公開の範囲の決定については、現在公開している機関においても非常に苦勞して検討しており、その結果複数のパターンでの公開となっている。これについては、各機関の検討決定の負担を減らすために、国の機関等が中心となって、研究者やNPO団体の意向を調査しながら何らかのガイドラインを出すことも検討されるべきであると考ええる。

次に、NPO文書の数値データの集計については、同データの有意性については前節で検証した。しかし、そのような集計がなされない理由として大きなものに、コストの問題があった。そこで、前節で行った集計作業を通じて、実際どの程度コストが掛かったか考えてみたい。今回の入力作業では、より正確で効率的な方法として、二人がペアになって読み上げと入力に分担して行う方法をとった。1団体約5分程度で入力ができ、北海道には約600団体があるので、年度毎に延べ100時間程度の作業時間が必要になった。仮に金額に直せば、入力作業自体は単純作業であるので、今回の場合は時給1000円として10万円程度である。しかし、業務として民間への外部委託を行えばその2～3倍、行政内部で行えば4～5倍のコストが掛かることが推定される。これを高いコスト考えるかどうかは捉え方にもよると考えるが、北海道の認証団体数は48機関のうち5番目に多く、7割の機関は北海道の認証数の半分以下の数であることから、このような機関での作業は北海道の半分程度のコストで可能であると考えられる。

数値データを集計しない理由や集計しても公開しない理由として、その数値データが提出された事業報告書等の段階で不確実性を持っていることも挙がっていた。それについては、現実に提出文書自体に間違いも多く、行政が懸念する不確実性は確かに存在する。しかし、前節で見たように、それを踏まえても大きな傾向を捉える数値として有意性は失っていないと考える。不確実性を留意した上で、公開するという判断も研究調査の観点からは望まれる。

最後に、これらの課題に対応した一つの方策について考えてみたい。

現在は、NPO法人から事業報告書等が書面すなわち紙の形で機関に提出され、一部の機関ではそれをスキャンしてホームページで公開し、その紙面の数値を打ち込んで集計をしている。しかし、紙で提出される報告書等のほとんどすべては、手書きではなくプリンタ等で印刷されたものである。つまり、それらの文書はNPO法人によって一度データとして打ち込まれているものなのである。したがって、現在のIT技術の発展を活かして紙の部分を省略できれば、機関側はスキャンする必要もないし、数値を打ち込む必要もなくなる。

しかし、ここで電子データを提出することを義務づけるという方法でなく、自然的にそのようになる方法が望ましいと考える。具体的には、国などの機関がNPOの会計と提出書類作成ができ、それを電子提出できる機能をもった利便性の高いソフトを、オープンソースを条件にして開発を委託してはどうだろうか。無料で使える便利な会計ソフトがあれ

ば、NPO法人はかなり多くの団体が使用すると考えられる。また、オープンソースなので、ITに強いNPO法人などによる更なる改善も期待できる。そのようなソフトが十分普及すれば、機関での電子データでの情報の集積が可能であるだけでなく、事業報告書等における不備な記載も減らすこともできると考える。

以上、本章ではNPO文書の公開状況の現状についての考察と、現在の環境を踏まえた公開のあり方について検討を行った。